

平成19事業年度に係る
財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19事業年度に係る財務諸表及び決算報告書を監査した結果、下記の点を除き、適正なものと認めます。

記

当法人の諸業務中、排出油防除資機材の保有に係る業務のみを法人税課税対象として、法人税額を計算している。この結果、財務諸表は、課税上のリスクを含むものとなっていると考えられる。

以上

平成 20年 6月 23日

独立行政法人 海上災害防止センター

監事

浦上道彦 (浦上)

監事

藤井 治 (藤井)